



農振除外の申請を受け付けます

産業観光課

町では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域内に「農用地区域」を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築など）にあつては、事前に「農振除外（農用地区域からの除外）」の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、三月と九月の年二回で、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで最短でも約六か月間を要します。

◆受付期間

平成二十一年三月二日（月）
二十七日（金）
◆問い合わせ先
産業観光課 農地班
（内線294）

マイバツク持参運動にご協力を！

町民生活課

ゴミ減量とリサイクルを推進する「もったいない・あおもり県民運動」の一環として平成二十一年二月二日（月）から県内の主要なスーパー等で、「レジ袋の無料配布取り止め（有料化）」が始まりました。鶴田町でも、これに伴い一部で実施しておりますので、マイバツク持参運動にぜひご協力をお願いいたします。

◆実施店

県内のスーパー、ホームセンター、百貨店等二十四社、二百三

十一店舗
※総合スーパーや百貨店は、店舗内の一部（食品売り場の集中レジ）で実施。

◆実施事業社

【食品スーパー】青森県庁生協、青森県民生協、（株）伊徳、弘南生協、（株）三光、（株）スーパーカケモ、（株）スーパーストア、生協コープ青森、（有）ファミリーマートさとう、（株）マエダ、マックスバリュ東北（株）、（株）みなどや、（株）ユニバース、（株）よこまち
【総合スーパー】イオンスーパーセンター（株）、イオンリテール（株）（ジャスコ）、（株）イトーヨーカ堂

◆百貨店

（株）中合三養合、（株）中三、さくら野東北（株）

【ホームセンター】

（株）コメリ、（株）サンデー、（株）サンワドー

【クリーニング店】

東洋社企業組合

◆鶴田町内の実施店

（株）スーパーストア

◆問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
（内線151）

不動産公売結果のお知らせ

青森県市町村総合事務組合

平成二十年十月二十一日、十二月四日執行の不動産公売の結果を次のとおりお知らせします。

◎不動産の概要

公告番号	所在（北津軽郡）	地目	面積（㎡）	落札価格（円）
公告第6号	鶴田町大字鶴田字相原	田	458	3,030,000
公告第12号	鶴田町大字野木字上藤森	畑	3,044	430,000
公告第13号	鶴田町大字廻堰字下桂井	畑	462	75,000

◆問い合わせ先

青森県市町村総合事務組合
滞納整理課 TEL017(723)1331
もしくは税務会計課出納徴収班（内線123）

町営住宅の入居基準が変わります

建設整備課

国において公営住宅法施行令が改正されたことにより、平成二十一年度から町営住宅の入居の収入基準および家賃算定基準が次のとおり変わります。

◆入居収入基準等の改正について

- ①平成二十一年度から、入居の収入基準（入居できる収入の上限）が引き下げられます。
- ②収入超過者、高額所得者となる収入基準についてもそれぞれ変わります。ただし、既存入居者は、

教育委員のご紹介

教育委員会は、5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。その職務は、学校教育をはじめ社会教育や生涯学習、さらに文化・スポーツなどその範囲は広く、教育行政の根幹をなすものです。今回の地方教育行政の組織および運営に関する法律の改正で教育委員には親権を持つ保護者を含めることが義務づけられました。

先般、成田邦造委員長の任期満了に伴い、藤田重彦（ふじた・しげひこ）さんが、町議会の同意を得て10月11日付けで教育委員に任命されました。任期は4年。また、教育委員会では、去る10月11日に臨時会議を開き、委員長に出町百彦さんが、職務代理者に竹浪敕佑さんが選任されました。

藤田さんは、現在、鶴田町体育指導委員、鶴田町バスケットボール協会副会長としても活躍されています。



教育委員に任命された
藤田 重彦さん



新たに選任された
出町 百彦 委員長

表中用語の解説

※政令月収……(世帯の1年間の総所得金額-各種控除)÷12ヶ月

※裁量階層世帯……高齢者世帯・障害者のいる世帯・小学校就学前の子のいる世帯など。

※収入超過者……入居3年以上であって、表②の収入超過者となる基準に該当した者。割り増し家賃となり、明渡努力義務が生じます。

※高額所得者……入居5年以上であって、最近2年間続けて表②の高額所得者となる基準に該当した者。市場家賃(近傍同種家賃)となり、明渡義務が生じます。

①入居収入基準の改正

区分	※政令月収	
	現行	改正後(H21.4.1~)
一般的な世帯が入居するための基準	20万円以下	15万8千円以下
※裁量階層世帯が入居するための基準	26万8千円以下	21万4千円以下

②収入超過者及び高額所得者となる収入基準の改正

区分	政令月収	
	現行	改正後(H21.4.1~)
一般的な世帯が収入超過者となる基準	20万円超	15万8千円超
裁量階層世帯が収入超過者となる基準	26万8千円超	21万4千円超
※高額所得者となる基準	39万7千円超	31万3千円超

平成二十六年三月三十一日までは現行の基準が適用されます。

収入区分の改正に伴い、平成二十一年四月から家賃が変わる世帯が生じます。

※既存入居者のうち、政令月収が十万四千元以下の世帯については、今回の家賃負担の増加はありません。それ以外の既存入居者については、新たな家賃となります。ただし、負担が増える場合には、五年間緩和措置が適用されます。

◆本件についての問い合わせ先
建設整備課 土木班
(内線287)

【改正後】		【現行】		
収入区分	政令月収(円)	収入区分	政令月収(円)	
1	0 ~ 104,000	1	0 ~ 104,000	
2	104,001 ~ 123,000	2	104,001 ~ 123,000	
3	123,001 ~ 139,000	3	123,001 ~ 139,000	
4	139,001 ~ 153,000	4	139,001 ~ 153,000	
5	153,001 ~ 158,000	5	153,001 ~ 158,000	
5	158,001 ~ 178,000	6	158,001 ~ 178,000	
				178,001 ~ 186,000
				186,001 ~ 200,000
				200,001 ~ 214,000
6	214,001 ~ 238,000	7	214,001 ~ 238,000	
				238,001 ~ 259,000
				259,001 ~ 268,000
7	268,001 ~ 313,000	8	268,001 ~ 313,000	
				313,001 ~
8	313,001 ~	高所得者	322,001 ~ 397,000	
高額所得者	313,001 ~	高額所得者	397,001 ~	

(注) 裁量階層世帯は、収入区分の7以上が収入超過者の世帯になります。

◆家賃算定基準等の改正について
家賃算定上の基準となる収入区分が次のとおり改正されます。



乳幼児健康診査

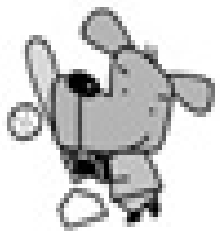
- 3歳児健康診査**
- 月日 2月25日(水)
 - 受付 午後12時00分~12時10分
 - 場所 鶴遊館
 - 対象 平成17年5・6・7月生まれ
- 4か月児健康診査**
- 月日 3月4日(水)
 - 受付 午後1時~1時10分
 - 場所 鶴遊館
 - 対象 平成20年10月生まれ
- 10か月児健康診査**
- 月日 3月4日(水)
 - 受付 午後1時30分~1時40分
 - 場所 鶴遊館
 - 対象 平成20年4月生まれ
- ※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。
- ◆問い合わせ先
町民生活課 健康長寿班(内線135)



スポーツ・文化・ボランティア活動に最適なスポーツ安全保険

スポーツ安全協会青森県支部

スポーツ安全保険とはアマチュアスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育団体の団体活動を対象とした保険です。掛金は年齢・団体種別・補償内容に応じて年額600円から九千円となっております。小さな掛金で入院、通院、死亡、後遺障害などの損傷保険をはじめ



賠償責任保険や共済見舞金など大きな補償が得られます。

一〇〇九年度の加入は三月二日から受付を開始し、保険期間は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとなります。なお、四月一日以降の申し込みは、掛金を振り込んだ日の翌日から有効となります。加入依頼書は各市町村教育委員会に設置しています。

◆問い合わせ先
スポーツ安全協会青森県支部
TEL 017(782) 6984
もしくは
教育委員会 社会教育班
(内線215)

夕ぐれ窓口

2月・3月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■開設期日 2月20日・3月6日 いずれも金曜日

■開設時間 午後5時15分~6時15分

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後五時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

□相談先
教育委員会(内線210・250)

■相談日時
月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。3月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

■日時 3月10日(火)
午前10時~午後3時

■場所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室